

# 火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインの改訂について

平成 25 年 3 月  
環 境 省

「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」（平成 24 年 11 月 27 日 環境省・経済産業省）を踏まえ、環境省は環境要素ごとの専門家からなる検討会を設置し、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（以下「リプレースガイドライン」という。）の改訂を行った。

主な改訂点は、以下のとおりである。

## 1. リプレースガイドラインの適用範囲（隣接事業地の取扱等）の明確化

「土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業」として、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定される場合のみならず、隣接地が空地の場合等は対象事業実施区域として隣接地を含めることも可能であることを明確化した。

これに伴い、施設の稼働（排ガス、温排水及び排水）に係る合理化の条件において、それぞれ移動距離の条件を追加した。

## 2. 既存データの配慮書手続等における活用

事業者による事前調査やモニタリング、過去に実施した環境影響評価等における調査の結果等の既存データを配慮書段階から活用することにより、方法書以降の手続において、より合理化された項目及び手法の選定が可能となるなど、手続全体の合理化につながることを示した。

## 3. 重要種の動植物及び生態系に係る調査の合理化

対象事業実施区域に隣接する地域が工業専用地域である場合は、原則として、対象事業実施区域内において動植物の重要種が確認されていないことのみをもって、動物（陸域）及び植物（陸域）の項目の削除も可能とすることを明確化した。

また、自然林や湿地などに隣接する場合であっても、当該自然環境は、既存の発電設備の供用時に存在していることを鑑み、施設の供用時に想定される環境影響は対象としないことも可能とすることを示した。

## 4. 撤去工事に関する環境アセスメント上の取扱い

火力発電所リプレースにおいて、発電設備の新設に不可欠な旧設備の撤去であって、かつ、発電設備の新設工事期間中に同時並行的に実施される撤去工事を「対象事業の一部」の範囲とする一方、新設工事に先立って行われる撤去工事については、環境影響評価の対象としないことが可能であることを示した。